

I 麻薬取扱者免許と事務手続

病院、診療所、歯科診療所、飼育動物診療施設（以下「診療施設」という。）で麻薬を取扱うには、麻薬取扱者の免許を取得することが必要です。ここでは、麻薬取扱者のうち、診療施設で必要な麻薬施用者・麻薬管理者免許の申請方法と、免許取得後の諸届等の事務手続について説明します。

1 診療施設で必要な麻薬取扱者免許（麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」という。）第3条）

(1) 麻薬施用者免許

医師、歯科医師又は獣医師（以下「医師等」という。）が、疾病治療の目的で、業務上麻薬を施用若しくは施用のため交付又は麻薬を記載した処方せん（以下「麻薬処方せん」という。）を交付するためには麻薬施用者免許が必要です。

麻薬施用者免許には次のような特徴があります。

- ① 個人に与えられる免許であること。（免許人以外は麻薬を取り扱えません。また、他人に貸与できません。）
- ② 免許証に記載された診療施設以外では麻薬の施用ができないこと。（免許証に主として診療に従事する施設以外の従として診療に従事する麻薬診療施設（以下、「従たる施設」）の記載があれば、複数の当該診療施設で麻薬の施用ができます。ただし、この場合従たる施設には麻薬管理者が設置されている必要があります。）
- ③ 免許証に麻薬を施用できる診療施設を追加するには届出を行う必要があること。
- ④ 都道府県知事ごとの免許であるので、都道府県を異にする2か所以上の診療施設で麻薬施用者になるためには、それぞれの都道府県知事から免許を受けなければならないこと。

(2) 麻薬管理者免許

麻薬施用者が2名以上いる診療施設では、原則常勤の薬剤師又は医師等の中から、その診療施設の麻薬を業務上管理する「麻薬管理者」を置かなければなりません。

この場合、麻薬施用者が麻薬管理者を兼ねてもかまいませんが、麻薬の実質管理を考えると、薬剤師がいる診療施設では麻薬管理者には薬剤師を当てることが望まれます。

また、麻薬管理者は、都道府県知事ごとの免許を受けなければなりません。

なお、麻薬施用者が1名だけの診療施設では麻薬管理者を置く必要はありませんが、麻薬施用者自ら麻薬の管理等（麻薬管理者の全ての業務）を行わなければなりません。

* 処方せんの交付のみを行っている麻薬診療施設で麻薬を所有していない場合においても、麻薬施用者が2名以上いる場合、麻薬管理者を置かなければなりません。

Q 1 私は、A大学病院の〇〇科の医局長で麻薬施用者の免許を受けています。この場合、部下の〇〇科の医局員である他の医師は麻薬施用者でなくても患者に麻薬を施用することができますか。

A 1 麻薬施用者の免許を取得していない医師は、麻薬の施用はできません。麻薬を施用し、施用のために交付し、又は麻薬処方せんを交付する者は、すべて麻薬施用者の免許を取得しなければなりません。

なお、当該麻薬診療施設の麻薬施用者の直接かつ具体的な指示の下、その補助者として麻薬を患者に与薬することは差し支えありませんが、当該麻薬の取扱いに関する責任は、全て指示をした麻薬施用者にあります。また、麻薬施用者の免許を受けていない医師が麻薬施用に関与することは、法令の趣旨から望ましくありませんので、補助者の医師も麻薬施

2 麻薬取扱者免許の申請・諸届

(1) 麻薬取扱者免許申請

麻薬施用者・麻薬管理者（以下「麻薬施用者（管理者）」という。）免許の申請は、次のとおりです。

- 申請書類等：麻薬施用者（管理者）免許申請書・・・・・・・・・・2部
診断書（申請日から1ヶ月以内に作成されたもの）
（精神の機能の障害の有無及び麻薬中毒者（麻薬、あへん又は大麻の慢性中毒者をいう。）又は覚醒剤の中毒者ではない旨）
・・・・・・・・・・1部
医師等又は薬剤師の免許証（前年に引き続き免許を受けようとする者は不要）
＊ コピーをとり原本は、その場で返却します。
病院又は診療所の開設届の写し・・・・・・・・・・1部
＊ 施設の開設届の写しを添付する必要があるのは、新規に麻薬診療施設になる場合のみです。
新たに麻薬を取り扱う施設の場合は施設の平面図及び麻薬保管庫の立体図（院外処方のみ場合は不要）・・・・・・・・・・1部
手数料 3, 900円（令和5年4月1日現在）
申 請 先：管轄の保健所（宮崎市内は県の中央保健所）

- ＊ 申請時に病院・診療所等の開設状況について、説明を求める場合があります。
特に、新設や移転の場合は、麻薬保管庫（かぎをかけた堅固な設備）の配置状況について確認をします。（「麻薬の保管」の項参照）
＊ 免許の有効期間は、免許を受けた日からその日の属する年の翌々年の12月31日までです。継続して麻薬の取扱いをする場合には3年ごとに新しく免許を受けなければなりません。
新しく免許を受けなければ、有効期間満了後は麻薬の取扱いができなくなり、不法所持及び施用した場合は無免許施用になります。このため、捜査及び処分の対象となることもありますので十分注意してください。

Q 2 私は在日外国人の医師ですが、病院では、通称名（日本名）を用いていますので、麻薬施用者免許証の氏名も通称名での発行を希望しますが、可能でしょうか。

A 2 麻薬施用者免許証の氏名欄には、本名を記載することとなりますが、外国人登録証に通称名（日本名）の記載がある場合は、本名に加えて（ ）書きで通称名を記入することができます。

(2) 免許証の記載事項変更（法第9条）

- ① 麻薬施用者免許証の記載事項（麻薬業務所（診療施設）の所在地・名称、麻薬施用者の住所・氏名）に変更が生じたとき又は麻薬施用のための従たる施設を追加・削除したときは、次により「免許記載事項変更届」を提出し、免許証の書き替えを行わなければなりません。
- ② 麻薬管理者免許証の記載事項（麻薬業務所（診療施設）の名称、麻薬管理者の住所・氏名）に変更が生じたときは、次により「免許記載事項変更届」を提出し、免許証の書き替えをしなければなりません。
- 提出書類：麻薬施用者（管理者）免許証記載事項変更届・・・・・・・・・・1部
麻薬施用者（管理者）免許証
氏名の変更の場合は、氏名が変わったことを証明する書類（戸籍抄本等）
病院又は診療所の開設届の写し・・・・・・・・・・1部

- * 施設の開設届の写しを添付する必要があるのは、原則として、移転、開設者変更又は初めて麻薬を取り扱うことになった施設を追加する場合のみ

届出期限： 変更後 15 日以内

届 出 先： 管轄の保健所（宮崎市内は県の中央保健所）

- * 届出時に病院・診療所等の開設状況について、説明を求める場合があります。
- * 麻薬施用者が麻薬業務所を変更する際、15 日以内に免許の書き換えを行わずに変更後の業務所で麻薬を施用することは、処分の対象となることもありますので、十分注意してください。
- * 県外の業務所に転勤等の場合は、記載事項変更ではなく、本県で業務廃止の手続きを行わなければなりません。なお、転勤後の業務所で麻薬の施用等を行う場合は、管轄する都道府県知事の免許が必要です。
- * 麻薬管理者については、勤務する診療施設を変更する場合、診療施設が移転する場合又は診療施設の開設者が変わる場合（法人⇄個人、親⇄子）等は、県内であっても、一旦業務廃止を行った上で新規に麻薬管理者免許を申請しなければなりません。
- * 市町村合併、地番変更等により単に住所表記が変更になった場合は、記載事項変更届は必要ありません。

Q 3 私は県内の B 病院を麻薬業務所とする麻薬施用者免許を持っている A です。来月から県内に A 医院を開業し、そこでは私一人が麻薬を施用しようと考えています。B 病院の方は週 1 回勤務し、麻薬も今までどおり施用したいと思います。
この場合どのような手続が必要ですか。

A 3 「麻薬施用者免許証記載事項変更届」により、麻薬業務所を B 病院から A 医院に変更し、更に B 病院を従たる施設として追加する手続を行ってください。

提出書類：麻薬施用者免許証記載事項変更届
麻薬施用者免許証

（B 病院が保管している場合は、B 病院からもらってください。）

- * 記載事項変更後の麻薬施用者免許証の写しは B 病院の麻薬管理者に提出してください。
- * B 病院に麻薬管理者が居ない場合は B 病院を従たる施設としては追加できません。
なお、A 医院は、麻薬施用者が一人のみの麻薬診療施設なので、麻薬管理者を置く必要はなく、A さん自ら A 医院で所有する麻薬を管理しなければなりません。
（「Ⅲ麻薬の管理」の項参照）

Q 4 私は県内の C 病院に勤務している麻酔科医ですが、非常勤で県内の D 病院にも勤務することになりました。C 病院では、麻薬施用者免許を取得していますが、D 病院についても手続が必要ですか。

A 4 D 病院に麻薬管理者がいる場合は、「麻薬施用者免許証記載事項変更届」により、麻薬業務所に B 病院を従たる施設として追加する手続を行ってください。

なお、D 病院に麻薬管理者がいない場合は、麻薬管理者を設置するまでは手続は不可能であり、D 病院での麻薬の施用はできません。

Q 5 私は、麻薬施用者ですが、婚姻に伴い苗字が変わりました。しかし、夫婦別姓で診療所内では旧姓を使用したいので、麻薬処方せんも旧姓の

A 5 医師は医師法施行令第 5 条第 1 項の規定により、医籍の登録事項に変更を生じたときには、30 日以内に医籍の訂正を申請することになってますが、医師免許証の書換えは医

ままで氏名を記載したいと考えてます。

この場合、麻薬施用者免許証の記載事項変更は必要ですか。また、麻薬処方せんの氏名は旧姓のまま記載してもよろしいですか。

師法施行令第8条第1項の規定により義務化はされておらず、同医師が医師免許証の書換えを行わないまま旧姓を用いて一般処方せんを発行することは可能です。

一方、麻薬施用者免許証に関しては、戸籍上姓が変わることにより麻薬施用者免許証の記載事項に変更が生じていますので、麻薬及び向精神薬取締法第9条第1項の規定により、15日以内に免許証の記載事項の変更を届出る義務があります。その際には、同医師が発行する一般薬を含めた全ての処方せんに混乱が生じないように、処方せんに記載する氏名を統一する必要がありますので、新たに交付する麻薬施用者免許証に旧姓を()書きで併記します。このような手続きを行えば、麻薬処方せんの氏名を旧姓のまま記載しても差し支えありません。

* 医師免許証を書換えていた場合は、旧姓の併記はできません。

* 通称の使用はできません。

(3) 業務廃止（法第7条）

麻薬施用者（管理者）が麻薬に関する業務を廃止したり、その前提となる資格を失った場合（医師免許等の取消し等）は、次により「業務廃止届」を提出しなければなりません。

提出書類：麻薬施用者（管理者）業務廃止届・・・・・・・・・・・・・・・・・・2部
麻薬施用者（管理者）免許証

届出期限：業務廃止後15日以内

届出先：管轄の保健所（宮崎市内は県の中央保健所）

* 麻薬施用者（管理者）が死亡した場合の「業務廃止届」は、相続人など届出義務者が届け出てください。

* 以下の場合においては、業務廃止の手続きのほかに「(6)麻薬診療施設でなかった場合」の手続きも必要となります。

- ・診療施設に麻薬施用者が一人もいなくなった場合
- ・診療施設が県内の他の場所に移転する場合
- ・診療施設の開設者が変更になる場合（例：個人⇔法人、親⇔子）

(4) 免許証の返納（法第8条）

麻薬免許の有効期間が満了した場合、麻薬免許を取り消された場合又は再交付後に紛失していた免許証を発見した場合は、次により「免許証返納届」を提出しなければなりません。

提出書類：麻薬施用者（管理者）免許証返納届・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
麻薬施用者（管理者）免許証

届出期限：期間満了又は医師等の免許取消し後15日以内

届出先：管轄の保健所（宮崎市内は県の中央保健所）

(5) 免許証の再交付（法第10条）

麻薬免許証を紛失したり、き損した場合は、次により「免許証再交付申請書」を提出し、麻薬免許証の再交付を受けなければなりません。

提出書類等：麻薬施用者（管理者）免許証再交付申請書・・・・・・・・・・1部
麻薬施用者（管理者）免許証（き損の場合）

紛失理由書（紛失の場合）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部

手数料 2, 700円（令和5年4月1日現在）

申請期限：紛失又はき損後15日以内

申請先：管轄の保健所（宮崎市内は県の中央保健所）

- ＊ 免許証が再交付された後に紛失した免許証を発見した場合は、(4)の手続により、15日以内に発見した免許証を返納しなければなりません。

(6) 麻薬診療施設でなくなった場合（法36条）

診療施設が次の事例に該当する場合は、麻薬診療施設（麻薬施用者が診療に従事する診療施設をいう。）ではなくなります。麻薬診療施設でなくなった場合には、15日以内に業務廃止及び所有する麻薬の数量等の届出をしなければなりません。

また、所有する麻薬は、必ず50日以内に廃棄又は譲渡の手続きが必要です。

さらに、廃棄又は譲渡の日から15日以内に届出をしなければなりません。

- ① 保健所に診療施設の廃止届を提出した場合
 - ・ 診療施設を廃止又は移転した場合
 - ・ 診療施設の開設者が死亡又は開設する法人が解散した場合
 - ・ 診療所の開設者を変更（個人⇄法人、親⇄子 等）した場合
- ② 麻薬施用者が一人もいなくなった場合

提出書類：麻薬施用者（管理者）業務廃止届・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 部

残余麻薬届・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部

麻薬廃棄届（麻薬を廃棄する場合）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部

麻薬譲渡届（麻薬を譲渡した場合）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部

- ＊ 麻薬診療施設でなくなると、50日を超えて麻薬を所持することができません。その後は不法所持となりますので、50日以内に所有する麻薬について廃棄又は県内の麻薬取扱者に譲り渡す等の処理を行わなければいけません。

＊ 残余麻薬届は、麻薬を所有していなかった場合も提出する必要があります。

＊ 麻薬診療施設の開設者が死亡又は開設する法人が解散した場合の届出は、相続人など届出義務者が行うことになります。

(7) 麻薬管理者を変更した場合（行政指導事項）

麻薬管理者を変更した場合は、適正な麻薬管理のために、現に有する麻薬の種類及び数量等を正確に引継ぐとともに、麻薬の所有者である麻薬診療施設の開設者等の確認を受けてください。（麻薬引継確認書）

また、麻薬引継確認書の写しを管轄の保健所（宮崎市内は県の中央保健所）に一部提出してください。

- ＊ 新たに麻薬管理者となる者は、管理者を交代する日までに免許を取得する必要があります。

(8) 麻薬管理者（施用者）の届（年間届）（法第48条）

麻薬管理者（施用者）は、毎年11月30日までに、次の事項を宮崎県知事に届出なければなりません。

- ① 前年の10月1日現在に所有していた麻薬の品名・数量
- ② 前年の10月1日からその年の9月30日までの間に譲り受けた麻薬の品名・数量
- ③ 前年の10月1日からその年の9月30日までの間に施用又は施用のために交付した麻薬の品名・数量
- ④ その年の9月30日現在に所有する麻薬の品名・数量

提出書類：麻薬年間届・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部

届出先：管轄の保健所（宮崎市内は県の中央保健所）

- * 届出期間中に麻薬を所有していなかった場合であっても「所有なし」と届出する必要があります。
- * 年間届に誤りを発見した場合は、訂正する必要がありますので、速やかに年間届訂正願を提出して下さい。

(9) 麻薬中毒者診断届（法第58条の2）

医師（麻薬施用者免許の有無は問いません。）が、患者を診察した結果、麻薬・大麻・あへんの慢性中毒者（医療中毒を含む。（以下「麻薬中毒者」という。））と診断した場合は、次により「麻薬中毒者診断届」を提出しなければなりません。

提出書類：麻薬中毒者診断届・・・・・・・・・・・・・・・・・・2部

届出期限：診断後速やかに。

届出先：患者の居住地（長期入院患者の場合は入院先の所在地）が宮崎県内の場合は管轄の保健所（宮崎市内は県の中央保健所）。
県外の場合は該当する都道府県薬務主管課

- * 麻薬中毒とは、麻薬（ヘロイン、モルヒネ、コカイン等）、大麻又はあへんの慢性中毒であり、麻薬に対する精神的、身体的欲求を生じ、これらを自ら抑制することが困難な状態、即ち麻薬に対する精神的、身体的依存の状態をいい、必ずしも自覚的又は他覚的な禁断症状が認められることを要するものではありません。
- * 麻薬を常用して通常2週間を超えるときは、麻薬に対する精神的身体的依存を生じる可能性が高いと言われておりますが、これはヘロイン等の不正施用で中毒となるときの一応の目安であり、緩和医療等の目的で、医療用麻薬を適正に施用している場合には中毒にならないとの学会等での報告があります。したがって、患者が麻薬中毒であるか否かの診断は、単に施用期間の長短によって診断することのないよう留意してください。
- * がん等の疾病治療のため麻薬を施用した患者を麻薬中毒者と診断した場合は、上記診断届に＜医療用＞と記入した上で届け出てください。

(10) 麻薬中毒者転帰届（法第58条の2）

麻薬中毒者診断届（医療用）に係る患者が、死亡、治癒又は転医した場合は、「麻薬中毒者転帰届」を次により提出しなければなりません。

提出書類：麻薬中毒者転帰届・・・・・・・・・・・・・・・・・・2部

届出期限：麻薬中毒者の死亡、治癒又は転医後速やかに

届出場所：麻薬中毒者診断届を提出した行政機関